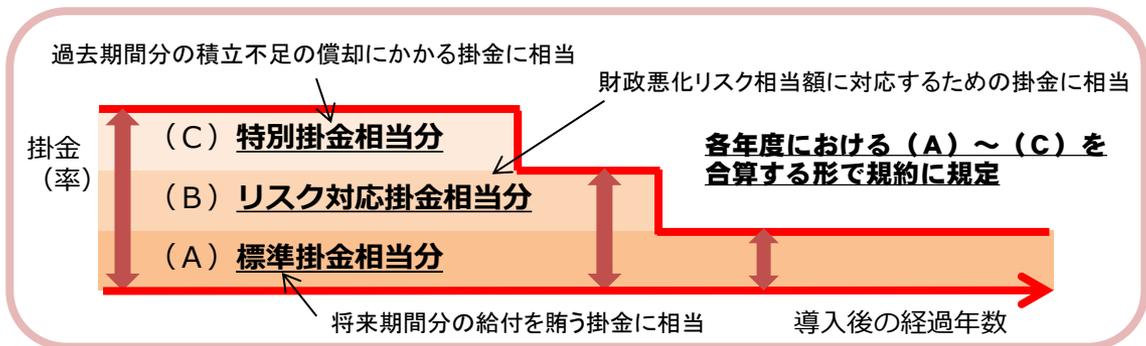


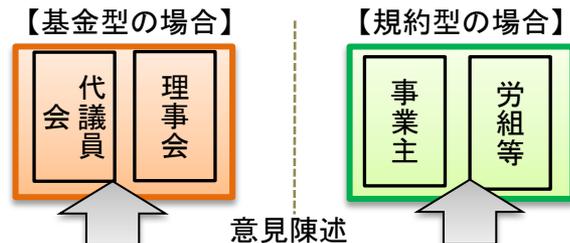
# リスク分担型企業年金の概要

- リスク分担型企業年金は、事業主がリスクへの対応分も含む固定の掛金を拠出することにより、一定のリスクを負い、財政バランスが崩れた場合には給付の調整を行うことで加入者も一定のリスクを負うことで、リスクを分担する仕組み。
- 運用の結果が加入者等の給付に反映される可能性があることから、運用の基本方針の作成等に当たっては加入者の意見を聴くこととし、その意見を十分に考慮するものとする。加入者の意見を聴く方法の一つとして、加入者代表が参画する委員会を設置し、運用の基本方針に対して加入者代表が意見を述べる機会を与える方法がある。

## リスク分担型企業年金における掛金設定の仕組み(イメージ)

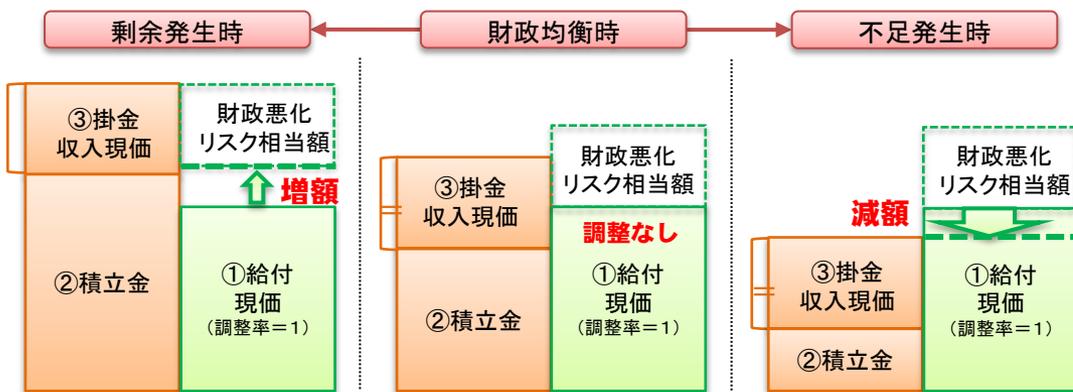


## リスク分担型企業年金におけるガバナンスの仕組み(イメージ)



- 加入者の代表者の参画は必須(受給者の参画を妨げない)。
- 運用の基本方針の作成・変更の都度及び年1回以上、当該代表者に意見を述べる機会が与えられる。
- 当該代表者は毎事業年度の積立金の資産の額その他積立金の運用の実績の開示を受けることができる。
- 専門的知識及び経験を有する代理人を参加させることも可能。

## リスク分担型企業年金における給付調整の仕組み(イメージ)



※ 給付の額に乗じる調整率を増減させることにより、給付の額を変動。

※ 上記委員会の設置の他、運用の基本方針の作成等について上記委員会に準じた方法で加入者の代表者に意見を述べる機会を与える方法や、基金型の場合には、運用の基本方針の作成等について加入者への意見の提出機会の付与及び代議員の付議事項とする方法も可能。